郷土の食文化研究・発信！

おおさき楽友会規約

第１条　（目　的）　「食」をテーマとした異業種交流の機会を設け、生産現場からお客様へ提供するまで食材の生い立ち・成り立ちを語ることの出来る料理を提供するための研修や実践を行なう事を目的とする。

第２条　（名　称）　郷土の食文化研究・発信！**おおさき楽友会**　とする

第３条　（所在地）　事務局は「大崎市鳴子温泉字湯元 93-7」に置く

第４条　（会　員）　会員は郷土食に深く関心を持ち合わせている者とする

第５条　（役　員）　総会において１０名の理事を選出し、理事の互選において会長１名、副会長２名、会計２名、総務１名を選出する
（監　事）　監事１名は総会において選出する

第６条　（役員の任期）　役員の任期は２年とするが、場合により継続は免れない

第７条　（会　長）　会長は会を代表して運営する

第８条　（運　営）　毎年１回会議を開催し、会の重要事項を審議する

第９条　（会　費）　会員は、この会の運営費として月額 500 円負担する
（年間 6,000 円を２回に分け徴収します）

第１０条　（会員資格の喪失）　会員としての資質を著しく欠いた者は、役員会の決定により会員の資格を喪失とする

第11条　（規約の改正）　この規約は会員の過半数の同意をもって改正することが出来る

附則

この規約は平成 27 年 11 月 10 日より適用する